

議案参考資料

[令和4年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

議案第15号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

次のとおり国保加入世帯における未就学児に係る被保険者均等割額を減額するものです。

- 対象者は、国保に加入する全世帯の未就学児
- 当該未就学児に係る被保険者均等割額について、5割を公費により軽減する。

法定軽減	未就学児5割軽減分	軽減計
7割軽減	1.5割軽減	8.5割軽減
5割軽減	2.5割軽減	7.5割軽減
2割軽減	4割軽減	6割軽減
軽減なし	5割軽減	5割軽減

※例えば、現行において7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減することから合計で8.5割の軽減となる。

- 財源に係る国・地方の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

(施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

国においては「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、給付は現役世代へ少なく高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、国民健康保険法等を改正しました。

未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置導入の趣旨として、少子化対策、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保世帯の子どもの均等割保険料(税)について、国と地方の公費を投入し、生まれてから小学校に入るまでの子どもの保険料(税)を多子世帯や低所得世帯といった制限はかけず、子どもがいる世帯に対して一律に軽減することとされました。